

こども家庭庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
134	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	都道府県障害児福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。	上位計画(都道府県障害者計画;当県障害者プラン)の生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画として位置付けているが、上位計画と同一内容を記載している部分も多く、類似する計画となっており、別途新たな計画を策定する意義が乏しいと考えられる。	地方自治体の計画策定に係る負担の軽減	児童福祉法第33条の22	厚生労働省、こども家庭庁	広島県、広島市、全国知事会		長野県、高知県、大分県、宮崎県	—	障害児福祉計画の作成に当たり、都道府県は市町村が行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められており、管内市町村を包括する広域的な見地から、障害児通所支援及び障害児入所支援を提供するための福祉施設の整備等の広域的課題を固め役割を有している。また、障害児通所支援の量が都道府県障害児福祉計画において定める必要量に達しているか、事業者の指定によってその量を超えることになると認めるときは、サービスの適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供する観点から、指定をしない総量規制を行うことができる。このため、都道府県障害児福祉計画の作成に当たっては、都道府県と市町村との間で密接な連携を図る必要がある。以上のことから、都道府県障害児福祉計画の策定義務を廃止することは、こうした都道府県が果たすべき役割への影響が懸念されるため、適切ではないと考えている。他の上位計画(都道府県障害者計画)による代替については、現状として多数の自治体において障害者計画との一体的な作成が行われているものと承知しており、国の基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく実態の円滑な実施に関する数値目標を盛り込んだ計画を定めている場合は、障害者計画と障害児福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、一体的に作成することを差し支えないこととしている。	障害者計画と障害児福祉計画の一体的な作成を「差し支えない」とする旨について、通知等による周知をお願いする。
193	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。	政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの事実の把握が可能であると考えられる。	不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項	文部科学省、こども家庭庁	指定都市市長会		札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市	○当市においても、事前協議に際して都道府県知事への異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。	指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本提案に対しては、指定都市市長会のほか、中核市や事前協議先である都道府県側の意見も踏まえ対応を丁寧に検討する必要があると考える。	広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている」とのことですが、事前協議の内容についての法令上の基準は無いことから、実態としては、施設名、所在地、設置者の名称、利用定員等の基本的な情報のみの形式的な協議となっています。また、当市内の認定こども園において、市外(広域利用)児童の割合は、0.1%とごくわずかであるという実態から、都道府県知事による広域的な観点からの調整の必要性が低いと考えられます。指定都市等における認定こども園の認可・認定については、法令に依り指定都市等が条例で認定こども園の設置及び運営の基準を定めていること、また、その他の審査基準についても法定されていることから、都道府県知事との協議を行わなくとも、指定都市等の判断により事務の執行は可能であります。以上より、認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議は形式的なものになっているため、廃止することは問題ないと考えます。

こども家庭庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 都道府県障害児福祉計画の策定において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動向等に基づき、必要最小限のものとするに追加し、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特設の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の内滑り実施に関する数値目標を盛り込んだ計画を定めている場合は、障害者計画と障害(児)福祉計画との整合性が図られている限りにおいて、両計画を一体的に作成することができる旨、地方公共団体に周知いただきたい。</p>	<p>国の基本方針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の内滑り実施に関する数値目標を盛り込んだ計画を定めている場合は、障害者計画と障害児福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、一体的に作成することを差し支えないこととしている旨、今後各地方公共団体への周知を行っている。</p>	<p>5【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法64)11条2項及び3項)と一体的なものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>	<p>基本指針の見直し後に地方公共団体に通知</p>	<p>令和5年5月19日事務連絡発出済み</p>	<p>令和5年5月19日に、改正後の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の内滑り実施を確保するための基本的な指針」(平29厚生労働省告示116)に係るQAとして改めて通知した。</p>	
		<p>子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で広域調整は行われていることから、認可・認定の段階で事前協議を行うのは指定都市等への関与が強すぎるのではないかと。事前協議の結果、都道府県知事が広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から認定をしないよう要請された場合において、指定都市等では認定子ども園法第9条及び第17条に規定されている要件を全て満たしているときに、指定都市等の長が当該申請について認可・認定をしないことができず、実質的に意味のない事前協議となっており、その点からも事前協議は不要ではないかと。</p>	<p>指定都市及び中核市の長が認定子ども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要とするものである。本事前協議は、位置や施設、定員等の個別の状況を基に行われるべきものであり、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際の事前協議とは趣旨を異にするものである。 また、事前協議に際して、都道府県は、設置認可・認定そのものの適否以外の意見を述べることも可能であり、例えば、「今後の入園児の状況を考え特別な配慮を必要とする園児の受け入れ体制を整えてほしい。」等といった意見を述べている例もある。そのため、設置認可・認定しないことができる場合に該当しないとしても、必ずしも「実質的に意味のない事前協議」となるわけではない。 提案団体の見解や、今回、都道府県や指定都市・中核市に意見等を照会した結果を踏まえると、本事前協議の趣旨が十分に認識されていないものと考えられる。 形式的なものとなっているという指摘は、上記から生じているものと考えられるところであり、今回の提案等を踏まえて、本事前協議の趣旨や協議の際に共有すべき事項を周知することとする。 なお、設置認可・認定しないことができる場合について見ても、例えば、認定・認可の際に特定教育・保育施設の利用定員の総数が特定教育・保育施設の必要利用定員総数を既に上回っているか、認定・認可によって上回ると認めるとき等は、指定都市・中核市は認可・認定しないことができるが、そうした認定子ども園が令和元年度以降全くないと回答した指定都市・中核市は、指定都市・中核市全体の半数に満たないところである。</p>	<p>5【内閣府(8)(ii)】【文部科学省(13)(i)】【厚生労働省(45)(ii)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び幼保連携型認定子ども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議(3条7項及び17条4項)の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>法律改正</p>	<p>令和5年6月16日公布、令和5年9月16日施行</p>	<p>指定都市等における認定子ども園の認定又は認可に係る都道府県への事前協議を事前通知とする就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正を含む第13次地方分権一括法案を、第211回通常国会に提出し、令和5年6月13日成立(令和5年法律第58号)。令和5年6月16日に公布・通知。</p>	